

## 公的支援の考え方について

公的支援に係る両市の負担割合、佐渡市 78.3%、上越市 21.7%については、佐渡市との間で協議を進めてきた。この負担割合は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に於いて、両市が小木直江津航路の利用促進支援として支出した金額の合計を根拠としており、本市として今回の公的支援にあたり最も明確な根拠をもった割合と考えている。

一方、佐渡市は、平成 19 年度に実施した小木・直江津航路安定運航事業負担金 2 億円を含めた、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間に於ける小木直江津航路の利用促進支援として支出した金額の合計を根拠とし、佐渡市 68.8%、上越市 31.2%の負担割合を提示してきたところであるが、本市としては、平成 19 年度の支援は、緊急的に組織された小木直江津航路利用促進実行委員会への補助であり、支援規模も平成 20 年度以降と大きく異なるなど、今回の負担割合の根拠に含めることは適当ではないと考えている。

さらに、その後 8 月 9 日に佐渡市は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間に於ける利用促進支援額のうち、新潟県、佐渡市、上越市が共同実施している乗用車航送運賃割引支援、バス航送運賃割引支援及びツアー造成支援のみを割合算出の根拠とした佐渡市 71.1%、上越市 28.9%の負担割合を提示してきたところであるが、本市としては、利用促進支援は共同実施している事業のみでなく、両市独自の支援も含まなければ利用促進支援の全体像を捉えることはできず、3つの事業のみを根拠とすることは適当ではないと考えている。

負担割合に係る両市の協議は平行線ではあるが、その後の協議で「公的支援に当たり、両市それぞれの立場で、それぞれの根拠を基に支援すること、またその結果、船舶購入費に不足が生じた場合は、佐渡汽船(株)が自ら負担すること」については、8 月 19 日に佐渡市との間で合意したところである。

これにより本市の負担割合は 21.7%とし、支援額を上限 2 億 6,040 万円とすることとする。また、本市の公的支援の考え方については、8 月 20 日に新潟県へ説明し、8 月 21 日には支援要請を受けている佐渡汽船(株)へも説明したところである。なお、佐渡市の負

担割合と支援額については、近々まとめて、来週にも佐渡市議会の特別委員会において説明する予定と聞いている。